

# ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの コンピテンシーに関する文献検討

小沼 聖治

**要旨** 本研究では、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの理論に関する歴史的背景を概観しながら、コンピテンシーの概念を用いて、ソーシャルアクションを実践するために必要な資質や能力について考察することを目的とした。

文献レビューの結果、ソーシャルワーカーの国家資格化や社会福祉サービスの充実化等を背景に、従来のソーシャルアクションである闘争・葛藤モデルだけではなく、協働モデルなど地域の実情に応じた多様な実践モデルを構築する必要性が明らかにされた。また、ソーシャルアクションは時代背景や地域特性を色濃く反映することから、多様な領域における日本型のコンピテンシーを明らかにしていくことの重要性が示唆された。

## I. 研究の背景と目的

日本において、少子高齢化をはじめとした核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等によって、家族や地域の支援力・相互扶助が低下・縮小している現状がある。このような背景によって、地域住民の生活ニーズは多様かつ複雑化しており、近年では、社会的ひきこもりや虐待、孤立死、自殺等の社会的な問題が生じている。また、高齢者や障害者、生活困窮者など様々な分野の課題が絡み合って複合化し、世帯で複数分野の課題を抱える状況がある（厚生労働省2015）。このように、地域住民の生活課題が急速に変容し拡大する現代において、既存の社会福祉施策に基づく相談援助だけでは、当事者と家族の生活支援が困難な状況も散見される。これらの複雑化する生活ニーズに対応するため、全世代・全対象型の分野横断的かつ包括的な支援を提供できる福祉専門職が求められている（厚生労働省2015）。また、地域共生社会の実現に向けて、地域の課題を地域の

力で解決できる必要がある。そのため、特に地域の橋渡しとなるソーシャルワーク機能が求められる（厚生労働省2017）。

新たな制度ができたとしても、その新たな狭間にいるクライアントは存在する。そのため、社会的排除の状況に置かれている人々のニーズに応じた社会資源の開発等、社会変革を目指した働きかけができるソーシャルワーカーが求められている。このような支援やアプローチが主流と考えた時、社会環境や制度等に働きかけ、実情に即した社会福祉制度の実現に向けたソーシャルワークの援助技術であるソーシャルアクションは、今後大きな役割を果たすといえる（加山2003；藤野2009）。つまり、現代の日本においては、当事者や地域住民、関係専門職等と連携・協働し、ソーシャルアクションを展開できるソーシャルワーカーが求められているのである。

ソーシャルワーク養成教育においても、近年では、ミクロ・メゾ・マクロの総合的な視点に基づく実践力習得の必要性が述べられており、ソーシャルアクションの視点が不可欠とされる（ソーシャルワーク教育団体連絡協議会2016）。そして、ソーシャルワークのグローバル定義では、「ソーシャル

ワークは実践であり学問である」とされ、専門性を確立・発揮するために、中核となる行動特性（コンピテンシー）を明確化する必要性が述べられている（厚生労働省2019）。

一方、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションのあり方は時代背景によって、変化を遂げている側面がある。そこで、本研究ではソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの理論に関する歴史的背景を整理しながら、コンピテンシーの概念を用いて、ソーシャルアクションを実践するために必要な資質や能力について考察することを目的とした。

## II. 研究方法

文献検索ならびに収集を目的とし、データベースとして「CiNii Articles」「医中誌」「Google Scholar」を活用した。キーワードとして「ソーシャルアクション」「ソーシャルワーク」「社会活動法」「マクロソーシャルワーク」を使用し、ヒットした関連文献を精査し、121本の国内文献を収集した。また、これらのキーワードに「コンピテンシー」を追加した75本の国内文献を対象とした。得られた参考文献を基に、日本のソーシャルワークにおけるソーシャルアクションに関する歴史的な展開ならびにソーシャルワークのコンピテンシーに着目しながら文献を精読し、先行研究レビューを実施した。

## III. 結果

### 1. 日本のソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの動向

ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションは、伝統的六分法として分類されてきた。しかし、時代の流れによって、常に同じ位置づけで論じられてきたわけではない。横山ら（2011）は、先行研究を踏まえ、ソーシャルアクションを①組織的活動、②援助技術、③コミュニティ・オーガニゼーションの3つの視点で整理している。この

分類を参照し、ソーシャルアクションの位置づけを概観する。また、ソーシャルアクション実践の移り変わりとともに、ソーシャルワーク養成教育における位置づけの変遷に触れる。そして、近年求められている当事者や地域住民等との協働によるソーシャルアクションについて、従来から実践されてきたと考えられる精神保健福祉領域についても述べる。

### 1) 組織的活動としての位置づけ

ソール・アリンスキーが提唱者として位置づけられるソーシャルアクション（石神2014）は、第二次世界大戦後の復興に向け、社会福祉制度に働きかける技術として、日本に初めて紹介された（孝橋1950）。当時のアメリカでは、ソーシャルアクションを除く五分法が公式化されており、多様な議論を認識したうえで、あえてソーシャルアクションをソーシャルワークに位置づけたとされる（渡邊2012）。具体的な実践としては、朝日訴訟や保育所づくり運動等が挙げられ、組織的活動だけではなく、ソーシャルアクションを「社会福祉運動」と位置づける研究も紹介されている（濱野ら2004）。このように、ソーシャルアクションは戦後直後から、社会福祉運動とともに、組織的活動として論じられていた（横山ら2011）。

### 2) コミュニティ・オーガニゼーションとしての位置づけ

1960～1970年代のアメリカに起こった貧困問題等の解決を目指して、ジャック・ロスマンは、コミュニティ・オーガニゼーションの3モデルの一つとして、「ソーシャルアクション」を体系化した。ロスマンは、各モデルの緻密な類型化と同時に、各モデル間の統合的活用の視点を明らかにし、実践の対象範囲が拡大された。ロスマンの3モデルは、諸外国にも影響を与え、イギリスの論者の間では、実践モデルの聖書と位置づけられていた（定藤1989）。日本においても、ロスマンのモデルが紹介されて以降は、コミュニティ・オーガニゼーションにおける技術・機能として、ソーシャルア

クションが理解されるようになった。また、ロスマンが「小地域開発」として整理した実践をソーシャルアクションとして位置づけている時期もあった(室田2017)。一方で、ソーシャルアクションは、コミュニティ・オーガニゼーションの機能に限定されず、独自の的方法論としての捉え方が主流であった(定藤1981)。

### 3) ソーシャルワークの援助技術としての位置づけ

1960年～1970年代の日本の高度経済成長期において、公害反対運動など、政策問題との対立を背景に、ソーシャルアクションが注目されるようになった。その中で、クライアントの権利を獲得するために、「闘争モデル」のソーシャルアクションが展開された(渡邊2012; 室田2017)。当時は、ソーシャルワーカーという専門職が定着しておらず、ソーシャルアクションが「社会福祉運動」と同義として明示されていた(渡邊2012)。

また、1970年代になってアメリカの福祉権運動が紹介されると、障害者福祉分野などで、専門職のパターナリズムが批判された。この動きに応じて、専門職主導ではなく、当事者主体のソーシャルアクションを支援する方向性が示された(横山ら2011)。つまり、ソーシャルワーカーはアクションの主体よりも、当事者の意見を代弁し活動を側面的に支援するアドボケイトの立場であることの必要性が論じられた。しかし、ソーシャルアクションはソーシャルワークの援助技術として示されてきた傾向があり、1987年の社会福祉士および介護福祉士法成立以降は、この傾向が促進されているとの指摘がある(横山ら2011)。

さらに1990年代以降になると、社会変動や生活問題が多様化し、これらの課題に対応するためにソーシャルワークの方法における統合化が進んできた。また、ワンストップ相談など地域の総合相談が求められるようになった。その中で、ソーシャルアクションのあり方も多様化してきた。1970年代に福祉権運動が紹介されて以降、時代のニーズに応じたソーシャルアクションのあり方として、

従来の社会福祉運動といわれる「闘争・葛藤モデル」だけではなく、行政や地域住民とのパートナーシップを重視した「住民・行政パートナーシップモデル」や「市民・行政協働モデル」、多様な主体と協働関係を構築する「協働モデル」など、実情に応じた多様な実践モデルが明らかにされてきた(加山2003; 沢田2007; 高良2017)。

### 4) ソーシャルワーク養成教育における位置づけ

これまで見てきたように、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションは、時代背景によって、多様な位置づけがなされてきた。その中で、社会福祉士・精神保健福祉士養成のカリキュラムでは、ソーシャルアクションは教育内容に含まれていない。社会福祉士および介護福祉士法成立後の厚生省社会局長通知では、社会福祉的方法論として、ソーシャルアクションが削除されている。一方で、通知にこそソーシャルアクションは明示されていないが、ソーシャルワーク養成教育のテキストにおいては、間接援助技術としてソーシャルアクションが論じられている。このように、ソーシャルアクションが、ソーシャルワークとしての位置づけが曖昧なまま、今日に至っているとの指摘もある。これらの背景として、社会福祉制度における公的責任及び社会福祉に対する権利性の後退によって、ソーシャルアクションを重視しない社会福祉教育が展開され、ソーシャルアクション研究や実践の停滞を生んでいるとされる(渡邊2014)。また、公的な予算で雇用されているソーシャルワーカーが多いことや、日本の政治機構の特徴から、直接的なアクションより、水面下の交渉が効果的とされる。このような現状において、現行の制度・政策に対する異議申し立ての側面をもつソーシャルアクションは、社会福祉援助技術的方法論として位置づけが困難との指摘がある(根津2014; 室田2017)。

それでも、ソーシャルワークのグローバル定義で、ソーシャルアクションの重要性が示され、ソーシャルワークの職能団体が採択するソーシャルワークの定義に「社会の変革」と明示されている。

また、ソーシャルワーカーの倫理綱領には、ソーシャルアクションが「職責」と位置づけられ、ソーシャルアクションを行う社会福祉専門職の養成が社会福祉教育に求められている。こうした養成教育を実現するために、「①社会福祉の権利性を重視した教育」や「②教育の内容を向上させるためのシラバスの内容に関する情報の共有化」が課題とされる（渡邊2014）。

## 5) 精神保健福祉領域におけるソーシャルアクション

これまでソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの位置づけの変遷に触れてきたが、近年に求められる「協働モデル」に基づくソーシャルアクションは、日本の精神保健福祉領域において、かねてより実践されてきたと考えられる。それは、精神障害者が世界でも稀にみる特殊な歴史の中で、非自発的入院の制度等、社会的排除の状況が続いていることが背景にある。こうした歴史的背景から、精神保健福祉領域のソーシャルワーク実践では、当事者の権利擁護や家族のリハビリ志向、行政とのパートナーシップが特に重要視されてきた（阪田2016）。そのような中、1980年代を中心に、精神障害者小規模作業所設立運動が展開された。そこには、当事者や家族と協働する精神科ソーシャルワーカー（以下、PSW）の主体的かつ側面的なかかわりがあり、全国的な補助金制度の創設につながった。また、家族会と協働して作業所設立に関わったPSWによって、地域精神保健福祉のモデル事業が全国各地に展開された。JHC板橋や十勝・帯広ケアセンター、やどかりの里、麦の里など先駆的な地域実践が展開され、ソーシャルアクションの重要な成果として評価されている（大島2016）。これらの先駆的な事業所の多くは、精神障害者リハビリテーション学会のベストプラクティスにも選ばれており、ソーシャルアクションの先進的な取り組みとして学ぶべきことが多いといえよう。そして、2017（平成29）年度からは、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目的とし、各都道府県にモデル圏域を

設定し、精神保健福祉士等をアドバイザーとして派遣する支援事業が開始した（厚生労働省2017）。このように、精神保健福祉領域においては、ソーシャルワーカーと当事者・家族が協働した実践がみられる。

## 2. ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションのコンピテンシー

ソーシャルワークの専門性を発揮するためには、中核となる行動特性（コンピテンシー）を明確化する必要性が示されている（厚生労働省2019）。そこで、はじめにコンピテンシーとは何かについて触れ、次にソーシャルワークにおけるコンピテンシーの先行研究を概観し、ソーシャルアクションに必要なコンピテンシーについて論じる。

### 1) コンピテンシー研究の概観

資質や能力を明らかにする概念として、近年ではコンピテンシーという概念が用いられている。武村（2014）は、初期の代表的な論者として、McClelland（1973）やSpencer（1993）らの定義を整理している。McClellandは、ハイパフォーマンスの外交官に共通する行動特性をコンピテンシーとして発見した。また、外交官の職務内容や領域によって異なる組み合わせを整理し、コンピテンシーモデルを提唱した。一方、Spencerは、広義のコンピテンシーとして、「知識やスキルから内的な価値観を含む包括的・統合的な能力」とし、狭義には「価値観に影響されて表現される行動特性」として定義した。そして、コンピテンシーは、短期間での習得は難しいが、トレーニングによって開発可能な能力としている。世界的には、経済協力開発機構（OECD）の定義が示されており、「心理社会上の前提条件が流動する状況で、固有の文脈に対して、複雑な需要に上手く対応する能力」とされる。日本においては、小原（1997）が「個人的な側面だけではなく、社会環境や物理的環境の側面との相互作用のなかで成長・発達していく能力」とコンピテンシーを整理している。このように、コンピテンシーは職業や領域により異なる

こと、中・長期的な計画の中で修得していく専門的な能力であると考えられる。

## 2) ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションに関する先行研究の概観

ソーシャルワークにおけるコンピテンシーの主な先行研究について、井上(2010)は代表的な論者としてO'Hagan(1996)を紹介している。O'Haganは、コンピテンシーを「新しい職務状況に対して、スキルや知識から具体化された包括的概念」と定義した。また、具体的な要素として、コミュニケーション(communicate)、契約(engage)、促進(enable)、評価(assess)、計画(plan)、組織労働(work in organizations)、専門的な能力の発達(develop professional competence)を示した。それ以前に、ボーゴ・高橋(1991)は、ソーシャルワーク実践に必要な知識(knowledge)、技術(skills)、判断力(judgement)をコンピテンシーとしたが、O'Hagan(1996)はそれらの要素をより具体化したとされる。世界的には、アメリカのソーシャルワーク教育評議会が、ソーシャルワークにおけるコンピテンシーを専門職に必要な「価値・知識・技術からなる測定可能な実践態度」と定義している(室田2012)。また、コンピテンシーは求められるレベルによっても違いがあり、藤田ら(2008)は社会福祉専門職が共通して必要なコンピテンシーを整理している。さらに山辺(2015)は、共通のコンピテンシーとともに、質の高い社会福祉専門職に必要なコンピテンシーがあると述べている。そして、専門職を目指す社会福祉教育においても、実習に必要な価値・知識・技術が、コンピテンシーモデルとして整理されている(池田2005; 藤田ら2008; 日本社会福祉士養成校協会2009; 種村ら2015)。一方、コンピテンシーは職務内容や領域によっても異なることから、近年では、菊地(2004)が多職種連携におけるコンピテンシーの基本的な概念を整理し、概念の幅を拡大している。また、職種による違いを明らかにするために、介護支援専門員や聴覚障害ソーシャルワーカーのコンピテンシーが整理されている(井上2010; 原

2011)。このように、ソーシャルワーク関連において、それぞれの領域に焦点化したコンピテンシーの研究が進められている。

さらにソーシャルワークにおけるソーシャルアクションのコンピテンシー研究としては、マクロ実践領域の分析枠組みの中で、論じられている。最も代表的な研究とされるロスマンの3モデルは、それから数十年の間に多くの研究者に引用されたが、1990年代にはロスマンの研究を土台に、ウェイルが新しく8つの実践モデルを明示した。さらには、この実践モデルをドロシー・ギャンプルとウェイルの共同研究により、グローバル社会特有の経済的・環境的課題を視野に入れた分析枠組みに整理されている(室田2012)。

日本においても、マクロ実践のコンピテンシーとして、菊池(2006)が地域福祉コーディネーターに必要なコンピテンシーを開発した研究がある。本研究では、地域福祉コーディネーターに対するインタビューを通じて、コンピテンシーを16の要素に整理している。また、室田(2012)は、日本におけるマクロ実践の高まりを踏まえ、ドロシー・ギャンプルの研究を参照し、ソーシャルワークにおけるマクロ実践のコンピテンシー開発の方向性を示唆している。そして、高良(2017)は、社会福祉士のソーシャルアクション実践を詳細に分析し、日本におけるソーシャルアクションの実践モデルとそのプロセスを明らかにしている。その中で、ソーシャルアクションの方法と技術として、「①法制度等の課題とニーズの明確化、②法制度等の課題とニーズの可視化・共有化、③組織化、④非営利部門サービスやしくみの開発、⑤制度化交渉・協働」の5つを示した。いずれの研究も帰納的な方法でコンピテンシーが明らかにされている点が共通していると考えられる。

## IV. 考察

### 1. ソーシャルアクション研究の到達点と今後の課題

先達のソーシャルワーカーによるソーシャルアクションによって、それまでの実践における功績が公的に認められ、社会福祉士や精神保健福祉士として国家資格化された。こうしたソーシャルワーカーの国家資格化は、同時に自由な実践がしにくくなる側面を生み出し、ソーシャルワーカーのソーシャルアクション機能の見直しが迫られたともいえる。

これまでにソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの歴史的な位置づけが整理される中で、従来のソーシャルアクションが現代に馴染みにくい背景が明らかにされている（渡邊2012；根津2014；室田2017）。また、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションのプロセスが明示されている（岩間2014；高良2017）。そして、現代に求められるソーシャルアクションのあり方として、従来の「闘争・葛藤モデル」だけではなく、「住民・行政パートナーシップモデル」「市民・行政協働モデル」等、実情に応じた多様なモデルが明らかにされた（加山2003；沢田2007；高良2017）。

これまでの研究や実践の蓄積を踏まえ、今後の研究課題として、組織的活動であるソーシャルアクション実践について、ソーシャルワーカー以外の視点で、協働した人々の立場より分析する必要がある。また、ソーシャルアクションを当事者の社会参加と捉え、エンパワメントしていくプロセスを明らかにする視点が重要とされる（高良2017）。そして、地域を基盤とする以上、地域特性がソーシャルアクションの成果に大きな影響を及ぼすことを考慮する必要がある。さらに、ソーシャルアクションの実践モデルやプロセスは明らかにされているが、ソーシャルワーカーが社会変革を生み出す方法を明確化する必要がある（室田2017）。

一方、ソーシャルワークにおけるコンピテンシーを検討していくうえで、実践力の修得度を評価する必要があることから、専門的であると同時に、

コンピテンシーが測定可能であることも考慮する必要がある。一方、目に見えないソーシャルワークの価値と倫理観の修養度をどのように評価していくのかも重要な課題といえよう。

### 2. ソーシャルアクションの多様な捉え方の整理と再定義

多様な捉え方がなされてきたソーシャルアクションは、同時に定義も多様であり、最初にアメリカで紹介されて以降、ソーシャルアクションの公式な定義がないとの指摘がある（横山ら2011）。こうした状況を踏まえ、ソーシャルアクションの定義が試みられている。近年の代表的な研究では、高良（2017）が社会福祉士を中心としたソーシャルアクションの事例研究を基に、「多様な主体の協働による非営利部門サービス等の開発とその制度化に向けた活動によって法制度の創造や関係等の構造の変革を目指す」とした新たな定義の構築を行っている。その中で、主なモデルとして、闘争モデルと協働モデルを示している。しかし、ソーシャルアクションの概念は幅広く、ソーシャルワークの研究者や実践者の認識にもばらつきが生じやすい。ソーシャルワークの専門性を明らかにしていくためにも、今後もマイクロ・メゾ・マクロそれぞれのレベルや職務内容、領域に応じたさらなる研究が求められる。

### 3. 今後求められるソーシャルアクションのコンピテンシー研究

これまで見てきたように、地域のニーズに応じたソーシャルアクションを実践するためには、ソーシャルワーカーに求められる資質や能力を明確にしていく必要がある。また、ソーシャルアクションのプロセスは地域の特性を色濃く反映することから、日本型のソーシャルアクションのコンピテンシーを明らかにしていくことが重要であろう。そして、そのコンピテンシーをより精査するために、社会福祉士とともに同じソーシャルワーク専門職であるが、専門領域の異なる精神保健福祉士の実践にも焦点化していく必要がある。

また、これまでの先行研究を踏まえると、ソーシャルアクションは、単体の技術ではなく、ネットワークやファシリテーション、ネゴシエーションなど多様な技術が包含・統合された援助技術だと考えられる。そして、ソーシャルワークの専門性を確立するために、コンピテンシーを明確化する必要性が述べられている(厚生労働省2019)。そこで、今後の新しい養成教育や卒後教育カリキュラムを検討していくために、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションに必要なコンピテンシーを帰納的な方法と同時に、演繹的かつ実証的な方法を用いて、多角的に検討していくことが求められる。

## V. 本研究の限界と今後の課題

これまで、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの理論に関する歴史的な位置づけを概観しながら、ソーシャルアクションに求められるコンピテンシーの先行研究について整理し、必要な資質や能力を考察してきた。しかしながら、本稿の分析対象は国内文献に限定していることから、テーマのすべてを網羅しているとは言い難い。今後は諸外国の関連文献も収集し、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションのコンピテンシーについて、社会福祉士や精神保健福祉士の実践をはじめとした、高齢・障害・児童など様々な領域を網羅的に取り組んだ先行研究レビューを行っていくことが必要と考えられる。

また、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションに必要な資質や能力を明らかにするために、協働モデルの実践を展開しているエキスパートの精神保健福祉士を対象としたインタビューを行い、具体的な実証研究を進めていく計画である。

### 引用・参考文献

マリオン・ボーゴ・高橋重宏(1991)「トロント大学大学院ソーシャルワーク学部におけるCBEの最近の動向の発展—コンピテンシー要素・技能、評価表を中心に—」『社会福祉研究』(51), 15-21.

- 藤野好美(2009)「日本におけるソーシャル・アクション研究の検討」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』12(1), 43-49.
- 濱野一郎・野口定久・柴田謙治(2004)『コミュニティワークの理論と実践を学ぶ』みらい.
- 藤田久美・山本佳代子・青木邦男(2008)「社会福祉教育におけるコンピテンシー評価項目の検討」『山口県立大学社会福祉学部紀要』(14), 65-78.
- 原順子(2011)「聴覚障害ソーシャルワーカーのカルチュラル・コンピテンスに関する一考察」『四天王寺大学紀要』(52), 87-98.
- 池田雅子(2005)「社会福祉実習教育における学生の自己コンピテンスアセスメントの活用について—コンピテンス評価結果の分析を通して」『北星学園大学社会福祉学部北星論集』(42), 49-65.
- 井上貴詞(2010)「福祉人材の育成とコンピテンシー—主任介護支援専門員の育成の課題に焦点をあてて—」『キリストと世界』(20), 1-39.
- 石神圭子(2014)「アメリカにおけるコミュニティの組織化運動(1): ソール・アリンスキーの思想と実践」『北大法学論集』65(1), 26-48.
- 岩間伸之(2014)「生活困窮者支援制度とソーシャルアクションの接点—地域を基盤としたソーシャルアクションのプロセス—」『ソーシャルワーク研究』40(2), 13.
- 加山弾(2003)「コミュニティ実践の今日的課題—近年のソーシャルアクションの動向」『関西学院大学社会学部紀要』(95), 203-215.
- 菊地和則(2004)「多職種チームのコンピテンシー: インディビデュアル・コンピテンシーとチーム・コンピテンシーに関する基本的概念整理」『社会福祉学』44(3), 23-31.
- 菊池健志(2006)「地域福祉コーディネーターに求められるコンピテンシーに関する研究」『神奈川県立保健福祉大学誌』3(1), 49-58.
- 孝橋正一(1950)『社会事業の基礎理論』社会事業研究会・一番ヶ瀬康子・井岡勉・遠藤興一編(2000)『戦後社会福祉基本文献集6 社会事業の基礎理論』日本図書センター.
- 高良麻子(2017)『日本におけるソーシャルアクションの実践モデル—「制度からの排除」への対処—』中央法規.
- 厚生労働省(2015)「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」

- (<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/bjion.pdf>, 2019.9.26).
- 厚生労働省 (2017) 「地域力強化検討会 最終とりまとめ ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 (地域力強化検討会).
- (<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000177049.pdf>, 2019.10.10).
- 厚生労働省 (2019) 「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 中間報告書」精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000496790.pdf>, 2019.9.29).
- 室田信一 (2012) 「アメリカの社会福祉教育とマクロ実践のコンピテンシー」『人文学報』469, 309-334.
- 室田信一 (2017) 「特集：社会福祉と社会変革—ソーシャルアクションをどう展開するか—〈総論〉社会福祉におけるソーシャルアクションの位置づけ」『社会福祉研究』129, 23-32.
- 中島康晴 (2017) 『メンタルヘルスライブラリー③⑥ 地域包括ケアから社会変革への道程【理論編】—ソーシャルワーカーによるソーシャルアクションの実践形態—』批評社.
- 根津敦 (2014) 「ソーシャルアクション」日本社会福祉学会辞典編集委員会編『社会福祉学辞典』丸善出版, 212-213.
- 小原真知子 (1997) 「ソーシャルワーク実践の専門性に関する一考察—コンピテンズ概念からの検討—」『社会福祉』38, 68-79.
- 大島巖 (2016) 『マクロ実践ソーシャルワークの新パラダイム—エビデンスに基づく支援環境開発アプローチ—精神保健福祉への適用例から—』有斐閣.
- 阪田憲二郎 (2016) 「精神保健福祉士によるソーシャルアクションに関する考察」『社会福祉科学研究』(5), 163-170.
- 沢田清方 (2007) 「第8章 社会活動法の理論と技術」福祉士養成講座編集委員会編『新版 社会福祉士養成講座9 社会福祉援助技術論Ⅱ 第4版』中央法規出版, 309-317.
- 定藤丈弘 (1981) 「コミュニティ・ワーク」高橋重宏・宮崎俊策・定藤丈弘 (編著)『ソーシャル・ワークを考える—社会福祉の方法と実践』川島書店.
- 定藤丈弘 (1989) 「コミュニティ・ワークの方法モデル」高森敬久・高田眞治・加納恵子・定藤丈弘『コミュニティ・ワーク 地域福祉の理論と方法』海声社, 110-123.
- 社団法人日本社会福祉士養成校協会 (2009) 『相談援助実習指導・現場実習教員テキスト』中央法規出版, 235-272.
- ソーシャルワーク教育団体連絡協議会 (2016) 「ソーシャルワーカー養成教育の改革・改善の課題と論点—ソ教連・新福祉ビジョン特別委員会『中間報告』—」([http://www.jaswe.jp/doc/20161030shinhukushivison\\_last.pdf](http://www.jaswe.jp/doc/20161030shinhukushivison_last.pdf), 2019.9.30).
- 高木博史・金子充 (2005) 「ソーシャル・アクション再考—社会福祉運動と新しい社会運動の接続から生まれるもの」『立正社会福祉研究』6 (2), 1-9.
- 武村雪絵 (2014) 『看護管理に活かすコンピテンシー』メダカルフレンド社.
- 種村理太郎・小口将典・柿木志津江・ほか (2015) 「社会福祉士養成教育における実習科目と演習科目との連動を重視したコンピテンシー・モデル (福科大版) の検討」『関西福祉科学大学紀要』(19), 13-25.
- 渡邊かおり (2012) 「日本におけるソーシャルワーク「六分法」の起源と発展：ソーシャル・アクションに焦点を当てて」『江戸川学園人間科学研究紀要』(28), 42-74.
- 渡邊かおり (2014) 「社会福祉教育におけるソーシャル・アクションの位置づけ—博士論文の研究を中心に—」『生涯発達研究』(7), 73-77.
- 渡邊洋一 (2013) 『コミュニティケアと社会福祉の地平—社会サービス法という到達点—』相川書房.
- 山辺朗子 (2015) 『ジェネラリスト・ソーシャルワークにもとづく社会福祉のスーパービジョン』ミネルヴァ書房.
- 横山壽一・阿部敦・渡邊かおり (2011) 『社会福祉教育におけるソーシャル・アクションの位置づけと教育効果—社会福祉士の抱く福祉観の検証—』金沢電子出版.